



県章

山形県公報

令和8年8月7日(金)

第727号

毎週火・金曜日発行

目次

訓令

○山形県職員表彰規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……798

告示

○指定納付受託者の変更の届出……………(県産品・貿易振興課) ……同
○道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……799
○同……………(同) ……同
○県道の供用の開始……………(同) ……同
○同……………(同) ……800
○開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
○指定納付受託者の指定……………(会計局) ……同

議会関係

訓令

○山形県議会事務局職員表彰規程の一部を改正する訓令……………同

選挙管理委員会関係

告示

○平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………801

監査委員関係

訓令

○山形県監査委員事務局職員表彰規程の一部を改正する訓令……………同

海区漁業調整委員会関係

指示

○火光利用による一本釣漁業の制限……………802

企業局関係

規程

○山形県企業局職員表彰規程の一部を改正する規程……………803

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局職員表彰規程の一部を改正する規程……………804

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）… 同
○同……………（ 同 ）…805
○指定管理者の募集……………（県民文化芸術振興課）…806
○令和8年度家畜（牛）人工授精講習会の実施……………（畜産振興課）…807
○令和8年度家畜（牛）人工授精講習会修業試験の実施……………（ 同 ）… 同
○指定管理者の募集……………（都市計画課）… 同
○同……………（ 同 ）…809

訓 令

山形県訓令第14号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員表彰規程の一部を改正する訓令

山形県職員表彰規程（昭和35年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）勤務成績が良好であつた者で、職務の遂行に関する事故等により死亡したもの

第5条第1項中「第5号」を「第6号」に改める。

第8条中「一に」を「いずれかに」に、「前」を「以前」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
（山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正）
- 2 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。
第27条中「第3号」を「第3号及び第5号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

告 示

山形県告示第595号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入
山形応援寄付金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）

3 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
指定納付受託者の事務所の所在地	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	東京都港区北青山二丁目14番4号

4 変更年月日

令和8年7月21日

山形県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年8月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 新庄鮭川戸沢線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字居口546番1 から 同 まで	旧	3.5 メートル } 3.5	40 メートル
同 上	新	18.5 メートル } 3.5	同 上

山形県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年8月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 新庄鮭川戸沢線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字居口915番1 から 同 まで	旧	5.5 メートル } 4.0	30 メートル
同 上	新	9.0 メートル } 5.0	同 上

山形県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年8月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路 線 名 新庄鮭川戸沢線
- 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字居口546番1 から
同 まで
- 供用開始の期日 令和8年8月7日

山形県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年8月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字居口915番1 から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和8年8月7日

山形県告示第600号

次の開発行為は、完了した。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和8年3月19日 指令村総建第329号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 寒河江市大字日田字中向338番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 寒河江市越井坂町38番地の1 角田商事株式会社

山形県告示第601号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
やまぎんカードサービス株式会社
山形市十日町二丁目4番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入
山形県立博物館の行政資料頒布料（キャッシュレス決済分に限る。）
- 3 指定年月日
令和8年7月21日

議 会 関 係**訓 令****山形県議会訓令第3号**

議会事務局

山形県議会事務局職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年8月7日

山形県議会議長 田 澤 伸 一

山形県議会事務局職員表彰規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局職員表彰規程（平成7年10月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）勤務成績が良好であった者で、職務の遂行に関する事故等により死亡したもの

第7条中「前」を「以前」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第49号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和8年8月7日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生
「 〃 寒河江市柴橋地区コミュニティセンター
〃 柴橋多目的研修集会施設
〃 落衣公民館
〃 木の沢生活改善センター
〃 松川公民館
〃 金谷センター
〃 中郷構造改善センター
〃 平塩公民館
に
改める。

監査委員関係

訓 令

山形県監査委員訓令第5号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年8月7日

山形県監査委員 加賀正和
山形県監査委員 小松伸也
山形県監査委員 柴田優
山形県監査委員 海老名信乃

山形県監査委員事務局職員表彰規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局職員表彰規程（平成7年10月山形県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）勤務成績が良好であった者で、職務の遂行に関する事故等により死亡したもの

第7条中「前」を「以前」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。）について、次のとおり指示し、令和7年12月5日山形海区漁業調整委員会指示第4号は令和8年8月31日限り廃止する。

令和8年8月7日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）のために操業する場合は、この限りではない。

- 山形海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を得ずして行う総トン数5トン以上の船舶を使用する操業
- 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業

区 域		各点の位置
明石礁	右欄に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域（以下「明石礁の区域」という。）	イ（世界測地系）北緯39度00.771分、東経139度43.397分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4762との交点
		ロ（世界測地系）北緯38度57.272分、東経139度42.998分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4768との交点
		ハ（世界測地系）北緯38度58.371分、東経139度38.398分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4756.7との交点
		ニ（世界測地系）北緯39度01.571分、東経139度40.198分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4754.5との交点
大瀬	右欄に掲げるホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	ホ（世界測地系）北緯38度39.273分、東経139度25.500分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4775との交点
		ヘ（世界測地系）北緯38度37.174分、東経139度23.100分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4775との交点
		ト（世界測地系）北緯38度37.873分、東経139度20.301分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4766.2との交点
		チ（世界測地系）北緯38度39.873分、東経139度22.400分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4765.8との交点

2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に7を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。ただし、試験研究等のために操業する場合は、この限りではない。

3 操業の承認

山形県沖合において、総トン数5トン以上20トン未満の船舶を使用して、この漁法を営もうとする者は、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のために操業する場合は、この限りではない。

(1) 承認の対象者

イ 山形県の漁船登録を受けた船舶の使用者であって、酒田市（ただし、飛島を除く。）に住所又は本店所在地を有する者

(2) 操業禁止区域

イ 酒田市飛島における最大高潮時海岸線と同線から5,500メートルの線によって囲まれた区域

- ロ 酒田市と遊佐町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から真方位294度の線、山形県と秋田県の境界線と最大高潮時海岸線の交点から真方位292度の線、最大高潮時海岸線から沖合12海里の線とによって囲まれた区域
- ハ 酒田市と遊佐町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から真方位294度の線、最大高潮時海岸線から沖合7,400メートルの線、基点第3号酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（北緯38度48分02.4秒、東経139度45分45.8秒の点）から294度43分の線とによって囲まれた区域
- ニ 明石礁の区域
- ホ 山形県と新潟県の境界線と最大高潮時海岸線の交点から磁針方位西北西の線と基点第3号酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（北緯38度48分02.4秒、東経139度45分45.8秒の点）から294度43分の線との間における海域

(3) 操業上の制限

- イ 乗船者は、2人以内とする。
- ロ 集魚灯の種類及び個数並びに消費電力の最高限度は、次のとおりとする。

	海域	種類	個数	集魚灯の消費電力 合計の最高限度
1	明石礁の区域の外縁部 1,000m以内	白熱灯又は放電灯（メ タルハイドランプを 除く。）	水中使用は、1個（消 費電力が3キロワット 以内のものに限る。） とし、かつ水中使用及 び船上使用あわせて3 個までとする。	10キロワット
2	1以外の海域	白熱灯又は放電灯	同上	同上

- ハ 他種漁業の操業を妨げないこと。
- ニ 承認を受けた者は、当該承認に係るこの漁法を操業するときは、委員会から交付を受けた承認証を携帯しなければならない。
- ホ 承認を受けた者は、イ、ロ、ハ及びニに定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(4) 承認の取消し

- イ 委員会は、資源管理若しくは漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことができる。

(5) 取扱要領

- イ この指示に定めるもののほか、操業の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

4 有効期間

この指示の有効期間は、令和8年9月1日から令和9年8月31日までとする。

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第14号

山形県企業局職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 7 日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局職員表彰規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員表彰規程（昭和52年2月県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 勤務成績が良好であつた者で、職務の遂行に関する事故等により死亡したもの
- 第4条第1項中「第5号」を「第6号」に改める。

第 7 条中「一に」を「いずれかに」に、「前」を「以前」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1
- この規程は、公布の日から施行する。
（山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部改正）
- 2
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年 3 月県企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
第32条中「第 3 号」を「第 3 号及び第 5 号」に改める。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第16号

山形県病院事業局職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 7 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局職員表彰規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員表彰規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。
（5）勤務成績が良好であつた者で、職務の遂行に関する事故等により死亡したもの
第 4 条第 1 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。
第 7 条中「前」を「以前」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1
- この規程は、公布の日から施行する。
（山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部改正）
- 2
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。
第34条中「第 3 号」を「第 3 号及び第 5 号」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和 8 年12月 7 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 7 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ三川
東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外
- 2
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	今 枝 哲 郎

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり

(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 27 日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 8 年 12 月 7 日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に
関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和 8 年 12 月 7 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 7 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川

東田川郡三川町大字猪子字大堰端 345 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス& リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	今 枝 哲 郎

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ワールドスポーツ	午前 10 時	午後 8 時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ワールドスポーツ	午前 9 時	午後 9 時

4 変更年月日

令和 8 年 7 月 28 日

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 27 日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年12月7日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- (2) 所在地 東置賜郡高畠町大字安久津2117番地

2 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和8年8月7日（金）から同年9月18日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15

分まで

- (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課博物館・文化財保存活用室博物館・文化財活用担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3341

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和8年8月7日（金）から同年9月18日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月山形県条例第27号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則（令和2年4月県規則第41号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の期間及び場所

- (1) 期 間 令和8年10月13日（火）から同年11月11日（水）まで
- (2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地
山形県農業総合研究センター畜産研究所

2 対象となる家畜の種類

牛

3 受講手續

受講願書を令和8年9月11日（金）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。

4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による、令和8年度家畜人工授精に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期間及び場所

- (1) 期 間 令和8年11月16日（月）から同月18日（水）まで
- (2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地
山形県農業総合研究センター畜産研究所

2 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

健康の森公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 健康の森公園

(2) 所在地 山形市大字青柳

2 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
 - (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和8年8月7日（金）から同年9月18日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当

郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和8年9月10日（木）から同月18日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山

形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

最上中央公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 最上中央公園
- (2) 所在地 新庄市金沢

2 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和8年8月7日（金）から同年9月18日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県最上総合支庁建設部道路計画課道路・高規格担当

郵便番号996-0002 新庄市金沢字大道上2034 電話番号0233(29)1401

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和8年9月10日（木）から同月18日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。